

### 3. 参考資料

- I. 主任技術者となりうる資格一覧表
- II. 監理技術者となりうる資格一覧表
- III. その他

## I. 主任技術者となりうる資格一覧表

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
<p>（建設工事の内容）                      ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p>	土木一式工事	土木工事業	<p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □ 10年以上の実務経験                      □ 1級又は2級建設機械施工技士                      □ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）                      □ 技術士（建設部門、農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」）                      □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」）</p>
<p>（建設工事の内容）                      ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p>	建築一式工事	建築工事業	<p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □ 10年以上の実務経験                      □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築）                      □ 1級又は2級建築士</p>
<p>◇大工工事                      ◇型枠工事 ※1                      ◇造作工事</p>	大工工事	大工工事業	<p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □ 10年以上の実務経験                      □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ）                      □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級建築施工管理技士（建築）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 1級又は2級建築士若しくは木造建築士                      □ 技能検定1級の建築大工・型枠施工                      □ 技能検定2級の建築大工・の型枠施工に合格後、大工工事に関し3年以上の実務経験を有する者                      □ 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者                      □ 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者                      □ 登録基幹技能者（型枠、建築大工、建築測量）</p>
<p>◇とび工事 ◇ひき工事 ◇足場等仮設工事                      ◇重量物の揚重運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事                      ◇コンクリートブロック据付工事                      ◇くい工事 ◇くい打ち工事                      ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工事                      ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事                      ◇盛土工事 ◇コンクリート工事                      ◇コンクリート打設工事 ※1                      ◇コンクリート圧送工事                      ◇プレストレストコンクリート工事                      ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事                      ◇ボーリンググラウト工事 ◇土留め工事                      ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇法面保護工事                      ◇道路付属物設置工事 ◇屋外広告物設置工事                      ◇捨石工事 ◇外構工事 ◇はつり工事                      ◇切断穿孔工事 ◇アンカー工事                      ◇あと施工アンカー工事 ◇潜水工事</p>	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	<p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □ 10年以上の実務経験                      □ 1級又は2級建設機械施工技士                      □ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木又は薬液注入）                      □ 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体）                      □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級建築施工管理技士（建築、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 技術士（建設部門、農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」）                      □ 技能検定1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工                      □ 技能検定2級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工に合格後、とび・土工・コンクリート工事に関し3年以上の実務経験を有する者                      □ 地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者                      □ 基礎施工士                      □ 登録基幹技能者（橋梁、コンクリート圧送、トンネル、機械土工、PC、嵩・土工、切断穿孔、エクステリア、グラウト、運動施設、基礎工、標識・路面標示）</p>
<p>◇左官工事 ◇モルタル工事                      ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事                      ◇とぎ出し工事 ◇洗い出し工事</p>	左官工事	左官工事業	<p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □ 10年以上の実務経験                      □ 1級施工管理技士又は1級施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ）                      □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 技能検定1級の左官若しくは2級の左官に合格後、左官工事に関し3年以上の実務経験を有する者                      □ 登録基幹技能者（左官、外壁仕上）</p>
<p>◇石積（張）工事                      ◇コンクリートブロック積（張）工事</p>	石工事	石工事業	<p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □ 10年以上の実務経験                      □ 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木）                      □ 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ）                      □ 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □ 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □ 技能検定1級のブロック建築・石材施工（又は、コンクリート積みブロック施工（H23資格廃止））                      □ 技能検定2級のブロック建築・石材施工（又は、コンクリート積みブロック施工（H23資格廃止））に合格後、石工事に関し3年以上の実務経験を有する者                      □ 登録基幹技能者（エクステリア）</p>
<p>◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事                      ◇空調設備工事 ◇給排水・給湯設備工事                      ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事                      ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事                      ◇ガス配管工事                      ◇ダクト工事 ◇管内更正工事</p>	管工事	管工事業	<p>□ 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □ 高等、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □ 10年以上の実務経験                      □ 1級又は2級管工事施工管理技士                      □ 技術士（機械部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門）                      □ 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体力学」若しくは「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門）                      □ 水道法による給水装置工事主任技術者を取得し、1年以上の実務経験を有するもの                      □ 技能検定1級の冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」                      □ 技能検定2級の冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・選択科目「建築配管作業」、建築板金・選択科目「ダクト板金作業」合格後、管工事に関し3年以上の実務経験を有する者                      □ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格者（「建設設備士」）で1年以上の実務経験を有する者                      □ 登録基幹技能者（配管、ダクト、冷凍空調）                      □ (一社)日本計装工業会が実施する「登録計装試験(1級計装士技術審査)」に合格した者</p>

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事</li> <li>◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事</li> <li>◇屋外広告塔工事</li> <li>◇開門・水門等の門扉設置工事</li> </ul>	鋼製造物工事	鋼構造物工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木）</li> <li><input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体）</li> <li><input type="checkbox"/> 1級建築士</li> <li><input type="checkbox"/> 技術士（建設部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」）</li> <li><input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「鋼構造及びコンクリート」）</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定1級の鉄工・選択科目「製作作業」又は「構造物鉄工作業」</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定2級の鉄工・選択科目「製作作業」又は「構造物鉄工作業」に合格後、鋼構造物に関し3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（橋梁）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇鉄筋加工組立工事</li> <li>◇ガス圧接工事</li> </ul>	鉄筋工事	鉄筋工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級土木施工管理又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級建築施工管理又は2級の建築施工管理技士（躯体）</li> <li><input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士（建築、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級管工事施工管理又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級造園施工管理又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級造園施工管理又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定1級の鉄筋組立</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定1級の鉄筋施工</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定2級の鉄筋施工に合格後、鉄筋工事に就き3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（鉄筋、PC、圧接）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇アスファルト舗装工事</li> <li>◇コンクリート舗装工事</li> <li>◇ブロック舗装工事</li> <li>◇路盤築造工事</li> </ul>	舗装工事	舗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木）</li> <li><input type="checkbox"/> 1級又は2級建設機械施工技士</li> <li><input type="checkbox"/> 技術士（建設部門）</li> <li><input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）</li> <li><input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（運動施設）</li> </ul>
◇屋根ふき工事	屋根工事	屋根工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級土木施工管理又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（仕上げ）</li> <li><input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級造園施工管理又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級造園施工管理又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級又は2級建築士</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定1級の建築板金、建築板金以外、かわらぶき若しくはスレート施工（H24廃止資格）</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定2級の建築板金、建築板金以外、かわらぶき若しくはスレート施工（H24廃止資格）に合格後、屋根工事に就き3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（建築板金）</li> <li><input type="checkbox"/> 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に就き、12年以上の実務経験を有する者のうち屋根工事業に係る建設工事に就き8年を超える実務経験を有する者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇発電設備工事</li> <li>◇送配電線工事</li> <li>◇引込線工事</li> <li>◇変電設備工事</li> <li>◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事</li> <li>◇照明設備工事</li> <li>◇電車線工事</li> <li>◇信号設備工事</li> <li>◇ネオン装置工事</li> </ul>	電気工事	電気工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級、2級電気工事施工管理技士</li> <li><input type="checkbox"/> 技術士（電気電子部門、建設部門）</li> <li><input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」）</li> <li><input type="checkbox"/> 第1種電気工事士</li> <li><input type="checkbox"/> 第2種電気工事士の免状の交付後、実務経験3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 第1種、第2種、第3種電気主任技術者免状の交付後電気工事に就き5年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格者（「建設設備士」）で1年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 1級計装士の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（電気工事）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇コンクリートブロック積（張）工事</li> <li>◇レンガ積（張）工事</li> <li>◇タイル張り工事</li> <li>◇築炉工事</li> <li>◇石綿スレート張り工事</li> </ul>	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級土木施工管理又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級建築施工管理又は2級建築施工管理技士（躯体、仕上げ）</li> <li><input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士（建築）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級造園施工管理又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 2級造園施工管理又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/> 1級又は2級建築士</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定1級のタイル張り、築炉（又はレンガ積み（H23資格廃止）、ブロック建築（又は、コンクリート積みブロック施工（H23資格廃止））</li> <li><input type="checkbox"/> 技能検定2級のタイル張り、築炉（又はレンガ積み（H23資格廃止）、ブロック建築（又は、コンクリート積みブロック施工（H23資格廃止））に合格後、タイル・レンガ・ブロック工事に就き3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（エクステリア、ALC、タイル張り）</li> </ul>



I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇板金加工取付工事</li> <li>◇建築板金工事</li> </ul>	板金工事	板金工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ）</li> <li><input type="checkbox"/>1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定1級の工場板金、建築板金、建築板金以外</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定2級の工場板金、建築板金、建築板金以外、合格後、板金工事に関し3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>登録基幹技能者（建築板金）</li> </ul>
◇ガラス加工取付工事	ガラス工事	ガラス工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ）</li> <li><input type="checkbox"/>1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定1級のガラス施工</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定2級のガラス施工に合格後、ガラス工事に関し3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>登録基幹技能者（硝子工事）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇塗装工事</li> <li>◇溶射工事</li> <li>◇ライニング工事</li> <li>◇布張り仕上げ工事</li> <li>◇鋼構造物塗装工事</li> <li>◇路面標示工事</li> </ul>	塗装工事	塗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）</li> <li><input type="checkbox"/>1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定1級の塗装もしくは路面標示施工</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定2級の塗装もしくは路面標示施工に合格後、塗装工事に関し3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>登録基幹技能者（建設塗装、外壁仕上げ、標識・路面標示）</li> </ul>
◇浚渫工事	浚渫工事	浚渫工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）</li> <li><input type="checkbox"/>1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>技術士（建設部門、水産部門・選択科目「水産土木」）</li> <li><input type="checkbox"/>技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」）</li> <li><input type="checkbox"/>土木工事業及び浚渫工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち浚渫工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>登録基幹技能者（海上起重）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇アスファルト防水工事</li> <li>◇モルタル防水工事</li> <li>◇シーリング工事</li> <li>◇塗膜防水工事</li> <li>◇シート防水工事</li> <li>◇注入防水工事</li> </ul>	防水工事	防水工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ）</li> <li><input type="checkbox"/>1級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定1級の防水施工</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定2級の防水施工に合格後、防水工事に関し3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>登録基幹技能者（防水、外壁仕上げ）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇インテリア工事 ◇天井仕上げ工事</li> <li>◇壁張り工事◇内装間仕切り工事</li> <li>◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事</li> <li>◇心すま工事 ◇家具工事</li> <li>◇防音工事</li> </ul>	内装仕上工事	内装仕上工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>10年以上の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ）</li> <li><input type="checkbox"/>1級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種3年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>2級建築施工管理技士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験</li> <li><input type="checkbox"/>1級又は2級建築士</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定1級の畳製作、内装仕上げ施工もしくは表装</li> <li><input type="checkbox"/>技能検定2級の畳製作、内装仕上げ施工もしくは表装に合格後、内装仕上げ工事に関し3年以上の実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者</li> <li><input type="checkbox"/>登録基幹技能者（内装仕上工事）</li> </ul>

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
<p>◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事                      ◇内燃力発電設備工事 ◇集塵機器設置工事                      ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事                      ◇ダム用仮設備工事 ◇遊戯施設設置工事                      ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事                      ◇立体駐車場設備工事</p>	<p>機械器具 設置工事</p>	<p>機械器具 設置工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □10年以上の実務経験                      □1級建築施工管理技術士又は1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級建築施工管理技術士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □1級電気工事施工管理技術士又は1級電気工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級電気工事施工管理技術士又は2級電気工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □1級管工事施工管理技術士又は1級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級管工事施工管理技術士又は2級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □技術士（機械部門）                      □技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）</p>
<p>◇冷暖房設備                      ◇冷凍冷蔵設備                      ◇動力設備又は燃料工業                      ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事</p>	<p>熱絶縁工事</p>	<p>熱絶縁工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □10年以上の実務経験                      □1級土木施工管理技術士又は1級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級土木施工管理技術士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □1級建築施工管理技術士又は2級建築施工管理技術士（仕上げ）                      □1級建築施工管理技術士の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級建築施工管理技術士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □1級管工事施工管理技術士又は1級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級管工事施工管理技術士又は2級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □1級造園施工管理技術士又は1級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級造園施工管理技術士又は2級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □技能検定1級の熱絶縁施工                      □技能検定2級の熱絶縁施工に合格後、熱絶縁工事に關し3年以上の実務経験を有する者                      □建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務経験を有する者                      □登録基幹技能者（保温保冷、フレタン断熱）</p>
<p>◇電気通信線路設備工事                      ◇電気通信機械設置工事                      ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事                      ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事                      ◇TV電波障害防除設備工事</p>	<p>電気通信工事</p>	<p>電気通信工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □10年以上の実務経験                      □技術士（電気電子部門）                      □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」）                      □1級電気通信工事施工管理技術士又は2級電気通信工事施工管理技術士                      □電気通信主任技術者資格の交付を受けた後、5年以上の実務経験を有する者                      □工事担任者（第一級アナログ及びデジタル通信の両方、総合通信）の交付を受け、3年以上の実務経験を有する者                      □登録基幹技能者（電気工事）</p>
<p>◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事                      ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事                      ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事                      ◇屋上等緑化工事</p>	<p>造園工事</p>	<p>造園工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □10年以上の実務経験                      □1級又は2級造園施工管理技術士                      □技術士（建設部門、森林部門・選択科目「林業又」「森林土木」）                      □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、森林部門・選択科目「林業」「森林土木」）                      □技能検定1級の造園                      □技能検定2級の造園に合格後、造園工事に關し3年以上の実務経験を有する者                      □登録基幹技能者（造園、運動施設）</p>
<p>◇さく井工事 ◇観測井工事                      ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事                      ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事                      ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事                      ◇揚水設備工事</p>	<p>さく井工事</p>	<p>さく井工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □10年以上の実務経験                      □1級土木施工管理技術士又は1級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級土木施工管理技術士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □1級管工事施工管理技術士又は1級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級管工事施工管理技術士又は2級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □1級造園施工管理技術士又は1級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級造園施工管理技術士又は2級造園施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □技術士（上下水道部門・選択科目「上下水道及び工業用水道」）                      □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道及び工業用水道」）                      □技能検定1級のさく井                      □技能検定2級のさく井に合格した後さく井工事に關し3年以上の実務経験を有する者                      □地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者                      □登録基幹技能者（さく井）</p>
<p>◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事                      ◇金属製カーテンウォール取付工事                      ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事                      ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事</p>	<p>建具工事</p>	<p>建具工事業</p>	<p>□高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験                      □高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験                      □10年以上の実務経験                      □1級建築施工管理技術士又は2級建築施工管理技術士（仕上げ）                      □1級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級建築施工管理技術士（建築、躯体）又は2級建築施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □1級管工事施工管理技術士又は1級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験                      □2級管工事施工管理技術士又は2級管工事施工管理技術士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験                      □技能検定1級の建具製作、カーテンウォール施工もしくはサッシ施工                      □技能検定2級の建具製作、カーテンウォール施工もしくはサッシ施工に合格後、3年以上の実務経験を有する者                      □登録基幹技能者（サッシ・カーテンウォール）</p>

I. 主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設工事の業種	建設業の許可	業許可に係る主任技術者の資格（指定学科については、最終頁に掲載）
◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事	水道施設工事	水道施設工事業	<input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理」「廃棄物管理」） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、衛生工学部門・選択科目「水質管理」「廃棄物管理」） <input type="checkbox"/> 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者
◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしこ・救急袋・暖降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設工事	消防施設工事業	<input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級電気工事施工管理技士又は1級電気工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 消防法による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者 <input type="checkbox"/> 登録基幹技能者（消火設備）
◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事	清掃工事	清掃施設工事業	<input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士（建築、躯体、仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」） <input type="checkbox"/> 技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」）
◇工作物解体工事	解体工事	解体工事業	<input type="checkbox"/> 高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 10年以上の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）※2 <input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士（土木、鋼構造物塗装、薬液注入）又は2級土木施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築、躯体）※2 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士（仕上げ）又は2級建築施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 1級造園施工管理技士又は1級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種3年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 2級造園施工管理技士又は2級造園施工管理技士補の資格を有し、当該業種5年間の実務経験 <input type="checkbox"/> 技術士（建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）※2 <input type="checkbox"/> 技能検定1級のとび※3 <input type="checkbox"/> 技能検定2級のとび合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者※3 <input type="checkbox"/> 解体工事施工技士 <input type="checkbox"/> 土木工事業（又は建築工事業、又はとび・土工事業）及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有するもの ■令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。

指定学科	業種分類
土木工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇左官工事業 ◇とび・土工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇浚渫工事業 ◇防水工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇さく井工事業 ◇解体工事業
都市工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道工事業 ◇清掃施設工事業 ◇造園工事業
衛生工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇さく井工事業
交通工学	◇土木工事業 ◇舗装工事業
建築学	◇左官工事業 ◇とび・土工事業 ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業 ◇塗装工事業 ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇ガラス工事業 ◇内装仕上工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇器械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇造園工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇防水工事業 ◇解体工事業
機械工学	◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業 ◇さく井工事業 ◇板金工事業 ◇建具工事業 ◇熱絶縁工事業 ◇管工事業 ◇水道施設工事業 ◇清掃施設工事業 ◇浚渫工事業
電気工学	◇電気工事業 ◇電気通信工事業 ◇機械器具設置工事業 ◇消防施設工事業
電気通信工学	◇電気工事業 ◇電気通信工事業
林学	◇造園工事業
鉱山学	◇さく井工事業

（注） 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）

（注） 専門学校は、学校教育法に定める指定学科と認められていません。

※1 とび・土工事業と異なり、大工工事業の許可で請け負うことができる型枠工事は、木製の型枠工事にかぎります。

※2 令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

技術士合格者については、平成28年度以降合格者も解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

※3 令和3年3月31日までは、平成28年6月1日時点で2級合格者かつ「とび・土工事業」に関する所定の実務経験を有するものは「解体工事業」の技術者として認められます。

なお、令和3年4月1日以降は、1級又は2級合格者も解体工事に関する所定の実務経験が必要となります。

## Ⅱ. 監理技術者となりうる資格一覧表

II. 監理技術者となりうる資格一覧表

・建設業法第15条第2号イ

国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（下表参照）

・建設業法第15条第2号ロ

第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事(4,500万円以上)で、発注者から直接請け負い、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者

・建設業法第15条第2号ハ

国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（下表参照）

また、当該認定が有効期間の満了により効力を失った者で、有効期間の満了の翌日から起算して六月以内に(財)全国建設研修センター、(財)建設業振興基金、(社)日本建設機械化協会が実施する監理技術者講習を受講したもののうち、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イと同等以上の能力を有する者と認める者。

○表一建設業法第15条第2号イ又はロの資格一覧

建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る監理技術者の資格
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	土木工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建設機械施工技士 □1級土木施工管理技士 □技術士（建設部門、農業部門・選択科目「農業土木」、森林部門・選択科目「森林土木」、水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
（建設工事の内容） ◇総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建築工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士 ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)建設業振興基金の行う平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
◇大工工事 ◇型枠工事 ◇造作工事	大工工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇とび工事 ◇ひき工事 ◇足場等仮設工事 ◇重量物の搬運運搬配置工事 ◇鉄骨組立工事 ◇コンクリートブロック据付工事 ◇工作物解体工事 ◇くい工事 ◇くい打ち工事 ◇くい抜き工事 ◇場所打ちくい工事 ◇土工事 ◇掘削工事 ◇根切り工事 ◇発破工事 ◇盛土工事 ◇コンクリート工事 ◇コンクリート打設工事 ◇コンクリート圧送工事 ◇プレストレストコンクリート工事 ◇地すべり防止工事 ◇地盤改良工事 ◇ボーリンググラウト工事 ◇土留め工事 ◇仮締切工事 ◇吹付け工事 ◇法面保護工事 ◇道路付属物設置工事 ◇屋外広告物設置工事 ◇捨石工事 ◇外構工事 ◇はつり工事 ◇切断穿孔工事 ◇アンカー工事 ◇あと施工アンカー工事 ◇潜水工事	とび・土工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建設機械施工技士 □1級土木施工管理技士 □1級建築施工管理技士 □技術士（建設部門、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」）
◇左官工事 ◇モルタル工事 ◇モルタル防水工事 ◇吹付け工事 ◇とぎ出し工事 ◇洗い出し工事	左官工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇石構（張）工事 ◇コンクリートブロック構（張）工事	石工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □1級建築施工管理技士
◇冷暖房設備工事 ◇冷凍冷蔵設備工事 ◇空調設備工事 ◇給排水・給湯設備工事 ◇厨房設備工事 ◇衛生設備工事 ◇浄化槽設備工事 ◇水洗便所設備工事 ◇ガス配管工事 ◇ダクト工事 ◇管内更正工事	管工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級管工事施工管理技士 □技術士（機械部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」、上下水道部門、衛生工学部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」、「衛生工学部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センターの行う平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習を受講した者
◇鉄骨工事 ◇橋梁工事 ◇鉄塔工事 ◇石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 ◇屋外広告塔工事 ◇閘門・水門等の門扉設置工事	鋼構造物工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □1級建築施工管理技士 □1級建築士 □技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） □技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行う平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行う平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別講習を受講した者
◇鉄筋加工組立工事 ◇ガス圧接工事	鉄筋工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇アスファルト舗装工事 ◇コンクリート舗装工事 ◇ブロック舗装工事 ◇路盤築造工事	舗装工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □1級建設機械施工技士 □技術士（建設部門） □技術士（総合技術監理部門「建設部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行う平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別講習を受講した者



建設工事の例示（建設省告示第350号）	建設業の許可	業許可に係る監理技術者の資格
◇屋根ふき工事	屋根工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇発電設備工事 ◇送配電線工事 ◇引込線工事 ◇変電設備工事 ◇構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 ◇照明設備工事 ◇電車線工事 ◇信号設備工事 ◇ネオン装置工事	電気工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級電気工事施工管理技士 □技術士（電気電子部門、建設部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「電気電子部門」、「建設部門」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた ・H6、H7又はH8年度に1級検定に合格した者 ・（財）建設業振興基金の行H7年度又はH8年度の電気工事技術者特別認定講習を受けた者
◇コンクリートブロック積（張）工事 ◇レンガ積（張）工事 ◇タイル張り工事 ◇築炉工事 ◇石綿スレート張り工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇板金加工取付工事 ◇建築板金工事	板金工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇ガラス加工取付工事	ガラス工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇塗装工事 ◇溶射工事 ◇ライニング工事 ◇布張り仕上げ工事 ◇鋼構造物塗装工事 ◇路面標示工事	塗装工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □1級建築施工管理技士
◇浚渫工事	浚渫工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（建設部門・水産部門・選択科目「水産土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」）
◇アスファルト防水工事 ◇モルタル防水工事 ◇シーリング工事 ◇塗膜防水工事 ◇シート防水工事 ◇注入防水工事	防水工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇インテリア工事 ◇天井上げ工事 ◇壁張り工事 ◇内装間仕切り工事 ◇床仕上げ工事 ◇たたみ工事 ◇ふすま工事 ◇家具工事 ◇防音工事	内装仕上工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士 □1級建築士
◇プラント設備工事 ◇運搬機器設置工事 ◇内燃力発電設備工事 ◇集塵機器設置工事 ◇給排水機器設置工事 ◇揚排水機器設置工事 ◇ダム用仮設備工事 ◇遊戯施設設置工事 ◇舞台装置設置工事 ◇サイロ設置工事 ◇立体駐車場設備工事	機械器具設置工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（機械部門） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）
◇冷暖房設備 ◇冷凍冷蔵設備 ◇動力設備又は燃料工業 ◇化学工業等の設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇電気通信線路設備工事 ◇電気通信機械設置工事 ◇放送機械設置工事 ◇空中線設備工事 ◇データ通信設備工事 ◇情報制御設備工事 ◇TV電波障害防除設備工事	電気通信工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（電気電子部門） □技術士（総合技術監理部門「電気電子部門」）
◇植栽工事 ◇地被工事 ◇景石工事 ◇地ごしらえ工事 ◇公園設備工事 ◇広場工事 ◇園路工事 ◇水景工事 ◇屋上等緑化工事	造園工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級造園施工管理技士 □技術士（建設部門、森林部門・選択科目「林業又は森林土木」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、森林部門・選択科目「林業」又は「森林土木」） ●建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた ・H6、H7又はH8年度に1級検定に合格した者 ・（財）建設業振興基金の行H7年度又はH8年度の電気工事技術者特別認定講習を受けた者
◇さく井工事 ◇観測井工事 ◇還元井工事 ◇温泉掘削工事 ◇井戸築造工事 ◇さく孔工事 ◇石油掘削工事 ◇天然ガス掘削工事 ◇揚水設備工事	さく井工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（上下水道部門・選択科目「上下水道及び工業用水道」） □技術士（総合技術監理部門「上下水道及び工業用水道」）
◇金属製建具取付工事 ◇サッシ取付け工事 ◇金属製カーテンウォール取付工事 ◇シャッター取付工事 ◇自動ドア取付工事 ◇木製建具取付工事 ◇ふすま工事	建具工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級建築施工管理技士
◇取水施設工事 ◇浄水施設工事 ◇配水施設工事 ◇下水処理設備工事	水道施設工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士 □技術士（上下水道部門、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」）
◇室内消火栓設置工事 ◇スプリンクラー設置工事 ◇水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 ◇室外消火栓設置工事 ◇動力消防ポンプ設置工事 ◇火災報知設備工事 ◇漏電火災警報機設置工事 ◇非常警報設備工事 ◇金属製避難はしこ・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	消防施設工事業	—
◇ごみ処理施設工事 ◇し尿処理施設工事	清掃施設工事業	●建設業法第15条第2号イ □技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」） □技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」）
◇解体工事	解体工事業	●建設業法第15条第2号イ □1級土木施工管理技士※1 □1級建築施工管理技士※1 □技術士（建設部門、総合技術監理部門・選択科目「建設部門」）※1 ■令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。

※1 令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。  
技術士合格者については、平成28年度以降合格者も解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

# 主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格等一覧

## 建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧

2023/7/1施行

■：特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格  
 ■：一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格  
 枠内の数字：資格取得後、必要な当該業種の業務経験年数

(※)特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

指定建設業

資格区分	建設業の種類																														
	土木	建築	大工	左官	とび・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	煉瓦	水道施設	消防施設	清掃施設	解体		
建設業法(技術検定)	1級建設機械施工管理技士																														
	1級建設機械施工管理技士補																														
	2級建設機械施工管理技士																														
	2級建設機械施工管理技士補																														
	1級土木施工管理技士				3			3			3	3	3					3	3			3		3			3		3	注1	
	1級土木施工管理技士補				3	3	3	3			3	3	3	3				3	3			3		3			3	3	3	3	
	2級土木施工管理技士	種別	土木			5			5			5	5	5				5	5			5		5			5	5	5	5	
			鋼構造塗装			5	5	5	5			5	5	5	5				5	5			5		5			5	5	5	5
			薬液注入			5	5	5	5			5	5	5	5				5	5			5		5			5	5	5	5
	2級土木施工管理技士補				5	5	5	5			5	5	5	5				5	5			5		5			5	5	5	5	
	1級建築施工管理技士																					3					3	3	3	注1	
	1級建築施工管理技士補				3	3	3	3	3			3	3					3	3	3	3	3	3			3	3	3	3	3	
	2級建築施工管理技士	種別	建築			5	5	5	5	5		5	5	5	5			5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	
			躯体			5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5
			仕上げ			5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5
	2級建築施工管理技士補				5	5	5	5	5		5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	
	1級電気工事施工管理技士																					3								3	
	1級電気工事施工管理技士補																					3								3	
	2級電気工事施工管理技士																					5								5	
	2級電気工事施工管理技士補																					5								5	
	1級管工事施工管理技士																					3	3			3	3	3	3	3	
	1級管工事施工管理技士補																					3	3			3	3	3	3	3	
	2級管工事施工管理技士																					5	5			5	5	5	5	5	
	2級管工事施工管理技士補																					5	5			5	5	5	5	5	
	1級電気通信工事施工管理技士																														
	1級電気通信工事施工管理技士補																														
	2級電気通信工事施工管理技士																														
	2級電気通信工事施工管理技士補																														
	1級造園施工管理技士																														
	1級造園施工管理技士補																														
2級造園施工管理技士																															
2級造園施工管理技士補																															
建築士法(建築士試験)	1級建築士																														
	2級建築士																														
	木造建築士																														
	建築設備士(注2)										1	3																			
技術士法(技術士試験)	建設(「鋼構造及びコンクリート」)・総合技術監理(建設(「鋼構造及びコンクリート」))																													注1	
	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く)・総合技術監理(建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く))																													注1	
	農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)																														
	電気電子・総合技術監理(電気電子)																														
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)																														
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く)																														
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)																														
	上下水道(「下水道」)・総合技術監理(上下水道(「下水道」))																														
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)																														
	森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)																														
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)																														
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																														
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)																														
衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学「建築物環境衛生管理」)																															

令和5年7月施行 国土交通省資料「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」参照  
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/O01619998.pdf>



資格区分	建設業の種類																												
	土木	建築	大工	左官	とび・土エ・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清浄施設	躯体
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士							3																					
	第2種電気工事士							3																					
電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等)	電気主任技術者(1種・2種・3種)							5																					
電気通信事業法 (電気通信主任技 術者試験)	電気通信主任技術者																					5							
電気通信事業法 (工事担任者)	工事担任者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方)の交付を受けた者(注8)																						3						
	工事担任者(総合通信)の交付を受けた者(注8)																						3						
水道法 (給水装置工事主 任技術者試験)	給水装置工事主任技術者							1																					
消防法 (消防設備士試験)	甲種消防設備士																												
	乙種消防設備士																												
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級建築大工		3																										
	2級建築大工																												
	1級型枠施工																												
	2級型枠施工																												
	1級左官																												
	2級左官																												
	1級とび																												
	2級とび																												
	1級コンクリート圧送施工																												
	2級コンクリート圧送施工																												
	1級ウエルポイント施工																												
	2級ウエルポイント施工																												
	1級冷凍空調機器施工																												
	2級冷凍空調機器施工																												
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)																												
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)																												
	1級タイル張り																												
	2級タイル張り																												
	1級架設																												
	2級架設																												
	1級ブロック建築																												
	2級ブロック建築																												
	1級石材施工																												
	2級石材施工																												
	1級鉄工																												
	2級鉄工																												
	1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工固成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																												
	2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工固成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																												
	1級工場板金																												
	2級工場板金																												
	1級建築板金「ダクト板金作業」																												
	2級建築板金「ダクト板金作業」																												
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																												
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外																												
	1級かわらぶき																												
	2級かわらぶき																												
	1級ガラス施工																												
	2級ガラス施工																												
	1級塗装																												
	2級塗装																												
	路面標示施工																												
	1級量製作・内装仕上げ施工・表装																												
	2級量製作・内装仕上げ施工・表装																												
	1級熱絶縁施工																												
	2級熱絶縁施工																												
	1級建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																												
	2級建具製作・カーテンウォール施工・サッシ施工																												
1級造園																													
2級造園																													
1級防水施工																													
2級防水施工																													
1級さく井																													
2級さく井																													
その他	地すべり防止工事(注3)																												
	基礎ぐい工事(注4)																												
	1級計装士(注5)																												
	解体工事施工技士(注6)																												

# 主任技術者又は監理技術者となりうる国家資格等一覧

資格区分	建設業の種類																																	
	土木	建築	大工	左官	コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体					
その他	基礎技能者(注7)	変換電気工事基礎技能者																																
		変換橋梁基礎技能者																																
		変換造園基礎技能者																																
		変換コンクリート圧送基礎技能者																																
		変換防水基礎技能者																																
		変換トンネル基礎技能者																																
		変換建設資材基礎技能者																																
		変換左官基礎技能者																																
		変換機械土工基礎技能者																																
		変換海上起重基礎技能者																																
		変換PC基礎技能者																																
		変換鉄筋基礎技能者																																
		変換圧壊基礎技能者																																
		変換型枠基礎技能者																																
		変換配管基礎技能者																																
		変換産・土工基礎技能者																																
		変換切崩穿孔基礎技能者																																
		変換内装仕上工事基礎技能者																																
		変換サッシ・カーテンウォール基礎技能者																																
		変換エクステリア基礎技能者																																
		変換ALC基礎技能者																																
		変換建築板金基礎技能者																																
		変換外壁仕上基礎技能者																																
		変換ダクト基礎技能者																																
		変換保温保冷基礎技能者																																
		変換ウレタン断熱基礎技能者																																
		変換グラウト基礎技能者																																
		変換冷凍空調基礎技能者																																
		変換運動施設基礎技能者																																
		変換基礎工事基礎技能者																																
		変換タイル張り基礎技能者																																
		変換標識・路面標示基礎技能者																																
		変換土工基礎技能者																																
		変換発破・破砕基礎技能者																																
		変換任入基礎技能者																																
		変換送電線工事基礎技能者																																
		変換消化設備基礎技能者																																
		変換建築大工基礎技能者																																
		変換建築測量基礎技能者																																
		変換調子工事基礎技能者																																
変換さく井基礎技能者																																		
変換解体基礎技能者																																		
変換あと撤エアンカー基礎技能者																																		

【備考】

- (注1) 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当分の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- (注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技術につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- (注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。
- (注5) 建築物等に防災装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本防災工業会が行う1級の防災士技術審査が該当します。
- (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当します。
- (注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基礎技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を終了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに当たった時点で当該要件を満たすものとします。
- (注8) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- (注9) 合格後、コンクリート工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注10) 合格後、とび工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注11) 合格後、土工工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注12) 合格後、土工工事に關し一年以上実務の経験を有する者

令和5年7月施行 国土交通省資料「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」参照  
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>

### Ⅲ. その他

# 1-1) 登録内容確認書

## 登録のための確認のお願い

登録のための確認のお願い

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇事務所 御中

以下の工事実績データの登録内容について確認をお願いします。

(請負者)  
株式会社JACICテスト

登録対象工事情報	
登録種別	受注登録
登録番号	
件名	赤坂地区テスト工事
請負金額(税込)	10,000,000 円(1000万円)
契約工期	2023年07月01日 ~ 2024年03月31日(令和5年7月1日 ~ 令和6年3月31日)
受注機関係	〇〇県〇〇市〇〇事務所
契約方式	一般競争入札方式(価格)
受注形態	単独

確認しての留意事項  
・登録内容の詳細は「当該工事の登録履歴」および「登録予定の工事実績データ(明細)」を参照してください。

登録内容の事前確認結果 ※以下を記入して登録企業担当者に渡してください。

受注機関係確認担当者  
記入欄  
受注機関係名 : 〇〇県〇〇市〇〇事務所

※表記がある場合は正しい内容を余白に記入してください。

所属部署名 : テスト課  
担当者氏名 : 確認太郎

※確認年月日や確認者名を記入しない場合は、本件の登録をその承認が得るようメール等で企業へご連絡ください。

確認年月日 : 年 月 日  
確認者署名 : \_\_\_\_\_

JACICへの連絡事項 ※JACICに本帳票を提出する場合は必ず記入してください。

登録企業担当者  
提出年月日 : 年 月 日  
記入欄  
担当者氏名 : \_\_\_\_\_  
所属部署名 : \_\_\_\_\_  
TEL : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

受注企業が作成した実績データを  
発注機関に確認依頼する書類です。  
(最初のページを表示しています。)

(sample)

2023XXXXXXXX

## 登録内容確認書

登録内容確認書(工事実績)

株式会社JACICテスト 御中

以下の内容は一般財団法人日本建設情報総合センターに工事実績として登録されていることを確認しました。  
※登録内容確認システムの利用(発注機関係):利用している

登録工事情報	
登録種別	受注登録
受注年月日	2023年XX月XX日
登録年月日	2023年XX月XX日
登録番号	499999999
件名	赤坂地区テスト工事
請負金額(税込)	10,000,000 円
契約工期	2023年07月01日 ~ 2024年03月31日
受注機関係	〇〇県〇〇市〇〇事務所
契約方式	一般競争入札方式(価格)
受注形態	単独
登録者名称	株式会社JACICテスト

※登録内容の詳細は「当該工事の登録履歴」および「工事実績データ(明細)」を参照してください。

実績データの登録後、  
JACICが発行する書類です。  
(最初のページを表示しています。)

本書発行年月日 2023年XX月XX日

一般財団法人日本建設情報総合センター  
理事長 山田 翔

(sample)

2023XXXXXXXX

# 3-1) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識

## 1. 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(シール)

**建退共適用工事**

現場で働く方は、雇用主が建退共に参加していれば、**退職金を受け取ることができます。**

工事名 \_\_\_\_\_ 発注者名 \_\_\_\_\_

元請事業主名 \_\_\_\_\_ 共済契約者番号 \_\_\_\_\_

**見本**

労働者の方へ  
退職給付の日数に応じて元請事業主より掛金が納付されます。実績は建設業界内で連携され、納付月数が12月以上となり、建設業界で働くことをのたときなどに、退職金を受け取ることができます。ご自身の権利に応じた掛金納付がなされているか、共済手帳の更新手続きが適正にされているかを定期的に確認してください。

事業主の方へ  
掛金の精算があり、掛金は現金払いできますので未加入の事業主は加入しましょう。制度を正しく履行していれば、経理事務書での加算対象となります。毎月申請時には、共済給付の管理や内定保証など、掛が必要となり、労務力が問われます。共済手帳の更新手続きは必ず忘れずに行ってください。

建退共

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建退共事業本部**

## 2. 電子申請方式適用工事

**この工事現場は、建退共の掛金を電子申請方式により納付しています。**

**見本**

労働者の皆様へ  
この工事現場で働いた分の証紙は共済手帳に貼り付けられませんが、就労日数に応じた掛金は、一月毎の就労状況報告により電子的に現金で納付されます。納付状況は雇用主へ通知しておりますので、必要に応じてご確認ください。

雇用主の皆様へ  
元請事業主を通じて納められた掛金の納付状況は、雇用主の方も電子申請方式を利用してれば、建退共のホームページにある電子申請専用サイトで確認することができます。労働者の方から納付状況についての問い合わせがありましたら、それぞれの納付状況をお知らせください。

建退共制度についてはこちら→

電子申請方式に関するお問い合わせにつきましては、建退共本部ヘルプデスクにご連絡ください。  
**建退共本部 電子申請方式専用ヘルプデスク:0120-006-175**

- ・サイズ/横420×縦297mm(大)
- ・A4サイズ/横297×縦210mm(小)
- ・裏面ノリ付き
- ※A3A4の記載内容は共通です。

- ・A4サイズ/横297×縦210mm
- ・裏面ノリ付き
- ※電子申請方式を採用した工事現場には、『1』の現場標識に加えて掲示してください。

「工事別共済証紙受払簿」の記入例

工事別共済証紙受払簿

様式第032号

発注者名 豊島区長

工事番号および名 12-第34号 建設小学校改善工事

豊島キャリアアップシステム 56789012345678

Table with columns for payment dates, company names, amounts, and work details. Includes summary rows for the period 2021.10.01 - 2021.12.28.

※令和6年度受付より申請様式が変更となっていますので詳細は建設業退職金共済事業本部のリンクを参照下さい。

https://www.kentaikyo.taisvokukin.go.jp/download/f\_kanyu.html



### 3-3) 労災保険関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

25cm以上

35cm以上

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（第77条）  
（建設の事業の保険関係成立の標識）  
労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、  
労災保険関係成立票（様式第二十五号）を見やすい場所に掲げなければならない。

### 5-1) 建設業許可標識

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
監理主任 技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	許可( - )第 号
許可年月日	平成 年 月 日

25cm以上

35cm以上

- 一般建設業と特定建設業：  
一般建設業の許可建設業者は発注者から直接受注した工事について、**総額4,500万円**  
**（建築一式工事:7,000万円）**以上の下請契約を締結することはできません。
- 大臣許可と知事許可：  
2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可  
1つの都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者は県知事許可
- 許可の有効期限：  
許可の有効期限は5年間  
許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

4-1) 施工体制台帳 (左面)

令和6年4月1日以降 更新

令和3年10月14日

### 施工体制台帳

<p>作成建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名を記入</p> <p>作成建設業者が受けている許可を全て記入(業種は略称でも可)</p> <p>作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された<b>工事名称</b>とその<b>工事の具体的内容</b>を記入</p> <p>作成建設業者が発注者と締結した<b>契約書に記載された工期、契約日</b>を記入</p> <p>発注者と契約を締結した作成建設業者の<b>営業所</b>を記入</p> <p>一次下請と契約を締結した作成建設業者の<b>営業所</b>を記入</p> <p>元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入</p> <p>発注者が置いた<b>監督員の氏名</b>を記入(※)</p> <p>一次下請を監督するために<b>作成建設業者が置いた監督員の氏名</b>を記入(※)</p> <p>作成建設業者が置いた<b>現場代理人の氏名</b>を記入(※)</p> <p>作成建設業者が置いた<b>監理(主任)技術者の氏名</b>及び専任・非専任の別を記入</p> <p>作成建設業者が<b>監理技術者補佐</b>を置いた場合、氏名を記入</p> <p>作成建設業者が置いた<b>専門技術者の氏名</b>を記入(※) 専門技術者の<b>資格</b>を具体的に記入(※) 例) 第一種電気工事士 実務経験(指定学科3年・管工事) 実務経験(10年・管工事)等 専門技術者が<b>担当する工事内容</b>を具体的に記入</p>	<p>【会社名・事業者ID】 → 大手前建設株式会社</p> <p>【事業所名・現場ID】 → ○○ビル作業所</p> <p>施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>建設業の許可</th> <th>許可業種</th> <th>許可番号</th> <th>許可(更新)年月日</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>土、建、電、管、鋼、 舗、しゅ 通</td> <td>大臣 特定 知事 一般 第012345号</td> <td>令和2年11月11日</td> </tr> <tr> <td>工業業</td> <td>大臣 特定 知事 一般 第012345号</td> <td>令和2年11月11日</td> </tr> </table> <p>工事名及び工事内容 → ○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600㎡)</p> <p>発注者名及び住所 → ◇商事株式会社 〒000-0000 大阪府○○市○○町1-2-3</p> <p>工期 → 自 令和3年 10月 2日 至 令和4年 3月 31日      契約日 → 令和3年10月 1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> <tr> <td>元請契約</td> <td>本社</td> <td>□□県□□市□□町000-0</td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td>○○支店</td> <td>○○県○○市○○町000</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">健康保険等の加入状況</th> <th rowspan="2">保険加入の有無</th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> <th colspan="2">雇用保険</th> </tr> <tr> <td>加入</td> <td>未加入 適用除外</td> <td>加入</td> <td>未加入 適用除外</td> <td>加入</td> <td>未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所整理記号等</td> <td>元請契約</td> <td>本社</td> <td>XXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXX-XX</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td>○○支店</td> <td>YYYYYYYY</td> <td>YYYYYYYY</td> <td>YYYYYYYYYY-YY</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>発注者の監督員名</th> <th>権限及び意見申出方法</th> <th>契約書記載のとおり</th> </tr> <tr> <td>注文 一郎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>監督員名</th> <th>権限及び意見申出方法</th> <th>契約書記載のとおり</th> </tr> <tr> <td>大手 太郎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>現場代理人名</th> <th>権限及び意見申出方法</th> <th>契約書記載のとおり</th> </tr> <tr> <td>大手 一郎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>監理技術者名、主任技術者名</th> <th>資格内容</th> <th></th> </tr> <tr> <td>専任 非専任 大手 次郎</td> <td>一級建築施工管理技士</td> <td></td> </tr> <tr> <th>監理技術者補佐名</th> <th>資格内容</th> <th></th> </tr> <tr> <td>大手 補佐男</td> <td>二級建築施工管理技士 一級建築施工管理技士補</td> <td></td> </tr> <tr> <th>専門技術者名</th> <th>専門技術者名</th> <th></th> </tr> <tr> <td>大手 三郎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>資格内容</th> <th>資格内容</th> <th>監理(主任)技術者の資格を具体的に記入 例) 一級建築施工管理技士</th> </tr> <tr> <td>実務経験(10年・管)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>担当工事内容</th> <th>担当工事内容</th> <th></th> </tr> <tr> <td>冷暖房設備工事 給排水設備工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1号特定技能外国人の従事状況(有無)</td> <td>有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/></td> <td>外国人建設就労者の従事状況(有無)</td> <td>有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/></td> <td>外国人技能実習生の従事状況(有無)</td> <td>有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/></td> </tr> </table>	建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日		土、建、電、管、鋼、 舗、しゅ 通	大臣 特定 知事 一般 第012345号	令和2年11月11日	工業業	大臣 特定 知事 一般 第012345号	令和2年11月11日	区分	名称	住所	元請契約	本社	□□県□□市□□町000-0	下請契約	○○支店	○○県○○市○○町000	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	事業所整理記号等	元請契約	本社	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXX-XX			下請契約	○○支店	YYYYYYYY	YYYYYYYY	YYYYYYYYYY-YY			発注者の監督員名	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	注文 一郎			監督員名	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	大手 太郎			現場代理人名	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	大手 一郎			監理技術者名、主任技術者名	資格内容		専任 非専任 大手 次郎	一級建築施工管理技士		監理技術者補佐名	資格内容		大手 補佐男	二級建築施工管理技士 一級建築施工管理技士補		専門技術者名	専門技術者名		大手 三郎			資格内容	資格内容	監理(主任)技術者の資格を具体的に記入 例) 一級建築施工管理技士	実務経験(10年・管)			担当工事内容	担当工事内容		冷暖房設備工事 給排水設備工事			1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日																																																																																																					
	土、建、電、管、鋼、 舗、しゅ 通	大臣 特定 知事 一般 第012345号	令和2年11月11日																																																																																																					
	工業業	大臣 特定 知事 一般 第012345号	令和2年11月11日																																																																																																					
区分	名称	住所																																																																																																						
元請契約	本社	□□県□□市□□町000-0																																																																																																						
下請契約	○○支店	○○県○○市○○町000																																																																																																						
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																		
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外																																																																																																	
事業所整理記号等	元請契約	本社	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXX-XX																																																																																																			
	下請契約	○○支店	YYYYYYYY	YYYYYYYY	YYYYYYYYYY-YY																																																																																																			
発注者の監督員名	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり																																																																																																						
注文 一郎																																																																																																								
監督員名	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり																																																																																																						
大手 太郎																																																																																																								
現場代理人名	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり																																																																																																						
大手 一郎																																																																																																								
監理技術者名、主任技術者名	資格内容																																																																																																							
専任 非専任 大手 次郎	一級建築施工管理技士																																																																																																							
監理技術者補佐名	資格内容																																																																																																							
大手 補佐男	二級建築施工管理技士 一級建築施工管理技士補																																																																																																							
専門技術者名	専門技術者名																																																																																																							
大手 三郎																																																																																																								
資格内容	資格内容	監理(主任)技術者の資格を具体的に記入 例) 一級建築施工管理技士																																																																																																						
実務経験(10年・管)																																																																																																								
担当工事内容	担当工事内容																																																																																																							
冷暖房設備工事 給排水設備工事																																																																																																								
1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>																																																																																																			

(健康保険) 協会けんぽにあっては**事業所の記号(7~8桁の数字)**を記入  
健康保険組合にあっては**組合名**を記入  
(厚生年金保険) **事業所整理記号及び事業所番号**を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入  
(労働保険) **労働保険番号(14桁の数字)**を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入

注) 適用除外の場合は「-」を記入

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者  
外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、**国土交通大臣が定めるもの**  
外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者  
当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

各保険の**適用を受ける営業所**について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

○施工体制台帳に添付すべき書類(規則第14条の2第2項)

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人との契約書の写し
- 監理(主任)技術者資格を有することを証する書面の写し(専任を要する監理技術者は監理技術者資格者証の写しに限る)
- 監理(主任)技術者の雇用関係を証明するものの写し(健康保険証等の写し)
- 専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証する書面の写し(国家資格等の技術検定合格証明等の写し)

※建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者より参照(R5.9月版 国交省近畿地方整備局)

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugvo/index.html>



4-1) 施工体制台帳 (右面)

令和6年4月1日以降 更新

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

《下請負人に関する事項》

会社名 事業者ID	近畿中央建設株式会社	代表者名	近畿 太郎
住所	〒000-0000 ◆◆県◆◆市◆◆区◆◆町0-0		
工事名称 及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / コンクリート工、足場仮設工、鉄筋組立工、型枠工		
工期	自 令和3年 10月15日 至 令和4年 3月20日	契約日	令和3年 10月14日 ←

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大、と、筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第777777号	令和2年 2月10日
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
◆◆営業所	◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆	◆◆◆◆◆

現場代理人名	安全衛生責任者名		
近畿 四郎	田中 一郎		
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名		
契約書記載のとおりに	山田 二郎		
主任技術者名	雇用管理責任者名		
専任 近畿 五郎 ← 非専任	山田 二郎		
資格内容	専門技術者名		
一級建築施工管理技士			
下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)	下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)		
1号特定技能外国人の従事状況(有無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
有 無	有 無	有 無	有 無

主任技術者の資格を具体的に記入例) 一級建築施工管理技士

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者  
 外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、**国土交通大臣が定めるもの**  
 外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者

当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

下請負人が置いた**専門技術者**の氏名を記入(※)  
 専門技術者の**資格**を具体的に記入(※)  
 例) 一級建築施工管理技士  
 専門技術者が**担当する工事内容**を具体的に記入(※)

○注意事項

- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
- 部分、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
- 公共工事\*で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要です。  
 ☆ここでの公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。

※建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者より参照 (R5.9月版 国交省近畿地方整備局)  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>

4-1-2) 施工体制台帳② (作業員名簿) (左面)

# 施工体制台帳の記載例②

【建設工事に従事する者に関する事項】  
(いわゆる作業員名簿)

## 作業員名簿

事業所の名称  
・現場ID ○○整備工事  
国交建設事業所  
(929292929292)

所長名 現場 守

全体工事の事業名称等 (令和3年3月10日作成)

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

建設現場の所長名

建設工事に従事する者の氏名・ふりがな

建設工事に従事する者の記号を記入

建設工事に従事する者の職種を記入

建設工事に従事する者の成年月日・年齢

建設工事に従事する者が加入している保険(健康・年金・雇用)を記入

雇用保険番号の被保険者番号の下4桁

番号	ふりがな		職種	※	生年月日		健康保険	
	氏名	技能者ID			年齢	年金保険	雇用保険	
1	どぼく まなぶ	土木学	電気	現主	〇〇年 〇月 〇〇日	健康保険組合		
		1111111111111111			□□歳	厚生年金		
						雇用保険		
2	むらした こうじ	村下 工事	電気	安	〇〇年 〇月 〇〇日	健康保険組		
		1111111111111111			□□歳	厚生年金		
						雇用保険		AAAA
3	げんば りょうじ	現場 良治	土木		〇〇年 〇月 〇〇日	健康保険組合		
		1111111111111111			□□歳	厚生年金		
						雇用保険		AAAA
					年 月 日			
					歳			
					年 月 日			
					歳			
					年 月 日			
					歳			
					年 月 日			
					歳			

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 …現場代理人    ○作 …作業主任者 ( (注) 2. )    ○女 …女性作業員    ○未 …18歳未満の作業員
- 主 …主任技術者    ○職 …職 長    ○安 …安全衛生責任者    ○能 …能力向上教育    ○再 …危険有害業務・再発防止教育
- 習 …外国人技能実習生    ○就 …外国人建設就労者    ○1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、労働安全衛生法により認められていないので、複数の選任としなければならない。

**○注意**

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
- 部分には建設業法で定められた記載事項です。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

※国土交通省記載例より  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1206777/kisairei.pdf>

## 4-1-2) 施工体制台帳② (作業員名簿) (右面)

※一次下請の井壁上工業(株)が元請の国交建設(株)に提出したものの例。施工体制台帳作成義務のある元請は施工体制台帳の記載の一部をこの作業員名簿の添付に代えて構わない。

作業員名簿を提出した年月日

元請  
確認欄

国交建設  
株式会社

提出日 令和3年 3月 11日

一次会社名 井壁上工業(株)  
・事業者ID (00000000000000)

(次)会社名  
・事業者ID

建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
有	職長	建設工事に従事する者が受けている技能講習	1級 電気工事施工管理技士	△△年△△月△△日
無			△△年△△月△△日	
有	安全衛生責任者	建設工事に従事する者が受けている教育(雇入・職長・特別)	1級 電気工事施工管理技士補	△△年△△月△△日
無			△△年△△月△△日	
有	建設工事に従事する者が受けている教育(雇入・職長・特別)	フォークリフト運転	登録機械土工 基幹技能者	△△年△△月△△日
無				△△年△△月△△日
共済制度(建退共・中退協)の加入の有無				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

(注) 10  
記載は任意

※国土交通省記載例より

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1206777/kisairei.pdf>



## 4-1-3) 働き方自己診断チェックリスト（一人親方確認用）

### 働き方自己診断チェックリスト

記 入 日<sup>1</sup>: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
 チェックリスト記入者: \_\_\_\_\_  
 契約の相手方 / 担当者<sup>2</sup>: \_\_\_\_\_

<p><b>Point 1 依頼に対する諾否</b></p> <p>仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない</p>
<p><b>Point 2 指揮監督</b></p> <p>日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く</p>
<p><b>Point 3 拘束性</b></p> <p>仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 基本的には自分で決められる</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 会社などから具体的に決められている</p>
<p><b>Point 4 代替性</b></p> <p>あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代替りの人に行わせることはできますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 代役を立てることも認められている</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 代役を立てることは認められていない</p>
<p><b>Point 5 報酬の労務対償性</b></p> <p>あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 日や時間あたりいくらで決まっている</p>
<p><b>Point 6 資機材等の負担</b></p> <p>仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 自分で用意している</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 会社が用意している</p>
<p><b>Point 7 報酬の額</b></p> <p>同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 正規従業員よりも高額である</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる</p>
<p><b>Point 8 専属性</b></p> <p>他社の業務に従事することは可能ですか？</p>	<p><b>A</b> <input type="checkbox"/> 自由に他社の業務に従事できる</p> <p><b>B</b> <input type="checkbox"/> 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している</p>

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。
- ・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

4-2) 再下請負通知書 (左面)

令和6年4月1日以降 更新

大阪鉄筋工業株式会社 (再下請負通知人) が国交建設株式会社 (再下請負人) との下請契約の内容を報告する場合

令和3年10月16日

### 再下請負通知書

【報告下請負業者】

〒000-0000  
〇〇県〇〇市〇〇町000  
◆◆ビル階  
TEL 00-0000-0000  
FAX 00-0000-0000

住所

会社名・事業者ID 大阪鉄筋工業株式会社  
代表者名 大阪 太郎

再下請負通知人が作成又は変更した年月日を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の商号名称を記入  
直近上位 注文者名 近畿中央建設株式会社

再下請負通知人の商号名称及び所在地を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の商号名称を記入  
元請名称・事業者ID 大手前建設株式会社

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入  
《社に関する事項》  
工事名及び工事内容 ○〇ビル新築工事 / 鉄筋加工組立工事  
再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入  
工期 自 令和3年 10月16日 注文者との契約日 令和3年10月15日  
至 令和4年 3月20日

再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入  
建設業の許可  
筋 工事業 大臣 特定 第999999号 許可(更新)年月日 令和2年 8月 5日  
工事業 大臣 特定 第 号 令和 年 月 日

請負契約に係る営業所の名称を記入  
健康保険等の加入状況  
健康保険 厚生年金保険 雇用保険  
加入 未加入 加入 未加入 加入 未加入  
適用除外 適用除外 適用除外

再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記入(※)  
監督員名

再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)  
現場代理人名 大阪 六郎

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)  
主任技術者の資格を具体的に記入  
主任技術者名 専任 大阪 六郎  
資格内容 二級建築施工管理技士(躯体)

安全衛生責任者名 大阪 六郎  
安全衛生推進者名 大阪 一郎  
雇用管理責任者名 大阪 一郎  
専門技術者名  
資格内容  
担当工事内容

1号特定技能外国人の従事状況(有無) 有 無 外国人建設就労者の従事状況(有無) 有 無 外国人技能実習生の従事状況(有無) 有 無

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)  
再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)  
再下請負通知人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)  
専門技術者の資格を具体的に記入(※)  
専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)  
再下請負通知人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

1号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**特定技能の在留資格**を決定された者  
外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の**在留資格**を決定された者であって、**国土交通大臣が定めるもの**  
外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の**技能実習の在留資格**を決定された者  
当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

※建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者より参照 (R5.9月版 国交省近畿地方整備局)  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>

4-2) 再下請負通知書 (右面)

令和6年4月1日以降 更新

○再下請負通知書の添付書類  
・再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称及び所在地を記入  
再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入  
再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容を記入  
再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

《再下請負人関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	国交建設株式会社	代表者名	国交 太郎
住所電話番号	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇-〇		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自 令和3年10月17日 至 令和4年2月25日	契約日	令和3年10月16日

再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と 工事業	大臣 特定 知事 一般 第333333号	令和2年12月11日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	令和 年 月 日

請負契約に係る営業所の名称を記入

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	◆◆営業所	????????	????????
		雇用保険	????????-????

(健康保険) 協会けんぽにあっては事業所の記号(7~8桁の数字)を記入  
健康保険組合にあっては組合名を記入(厚生年金保険) 事業所整理記号及び事業所番号を記入。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入(労働保険) 労働保険番号(14桁の数字)を記入。総括事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の番号を記入

現場代理人名	安全衛生責任者名	国交 七郎
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	田中 八郎
主任技術者名	雇用管理責任者名	田中 八郎
資格内容	専門技術者名	
	資格内容	
	担当工事内容	

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)  
再下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)  
再下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)  
再下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)  
主任技術者の資格を具体的に記入(※)  
主任技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)  
再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)  
主任技術者の資格を具体的に記入(※)

1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

○注意事項

- 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
- 部分は、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

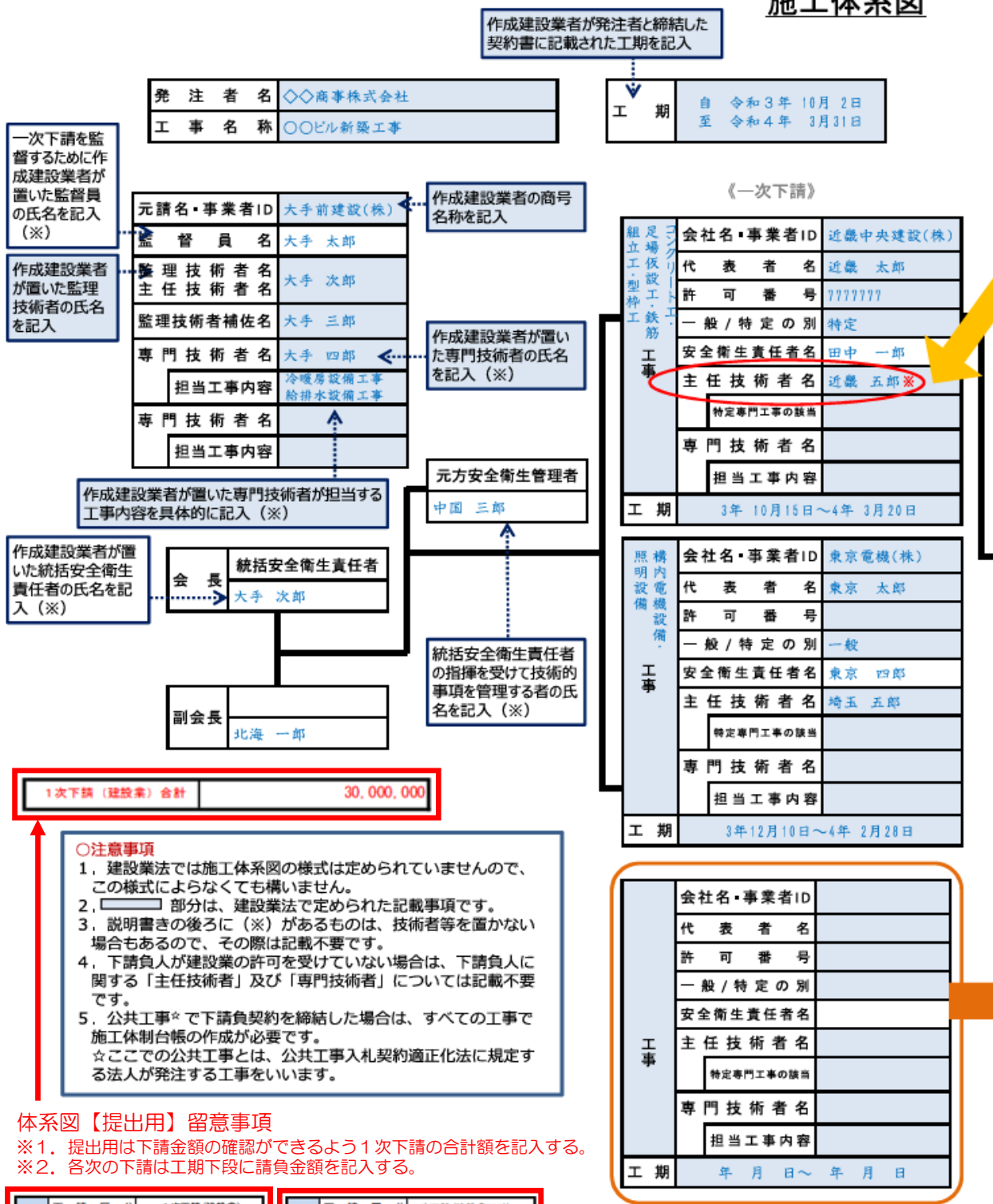
※建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者より参照 (R5.9月版 国交省近畿地方整備局)  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugvo/index.html>



4-3) 施工体系図 (左面)

令和6年4月1日以降 更新

施工体系図



体系図【提出用】留意事項

- ※1. 提出用は下請金額の確認ができるよう1次下請の合計額を記入する。
- ※2. 各次の下請は工期下段に請負金額を記入する。

下請区分	1次下請(建設業)
会社名・事業者ID	白鳥産業(株) (00000000000000)
住所	〇〇市▽▽町234
代表者名	白鳥 真一
許可番号	12345
一般/特定の別	特定
安全衛生責任者	松田 四郎
主任技術者	白鳥 五郎
特定専門工事の該当	無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	3年3月5日~4年3月25日
請負金額	20,000,000

下請区分	1次下請(建設業以外)
会社名・事業者ID	××警備会社
住所	××市〇〇町888
代表者名	×× 太
許可番号	
一般/特定の別	
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年月日~年月日
請負金額	1,000,000

※建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者より参照 (R5.9月版 国交省近畿地方整備局)

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/ken-setugyo/index.html>



4-3,4-5) 施工体系図 (右面)

令和6年4月1日以降 更新

下請の主任技術者の当該工事における職務について、施工体系図の写しに記載（専ら複数工種のマネジメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担う場合は※印を記載し、具体的な職務を記載する等）。  
 なお、記載された内容について、押印等により下請の確認をとっておく必要があります。  
 『監理技術者制度運用マニュアルにおける 下請の主任技術者の職務の工事毎の明確化について（参考）』

【施工体系図活用記入例】

※の者は、専ら複数工種のマネジメントを行い、元請の監理技術者等に近い役割を担う者  
 ※欄外、別紙等に、施工要領書の作成、立ち会い確認等の具体的な職務を記載

【施工体系図活用以外の記入例】

下請の主任技術者の当該工事における職務について元請は下請の主任技術者と調整の上で確定し、それを記載、押印等した書面を下請から元請に提出する。

(記載内容例)

- 会社名：○○○○  
 主任技術者：○○○○○  
 主任技術者の役割  
 <施工計画の作成>  
 ・元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書の作成  
 ・元請等からの指示に応じた施工要領書の修正  
 <工程管理>  
 ・原則として、立ち会い確認  
 ・元請への報告  
 <技術的指導>  
 ・請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認  
 ・現場作業にかかる実地の技術指導

《二次下請》

《三次下請》

型枠工 工事	会社名・事業者ID	大阪鉄筋工業(株)
	代表者名	大阪 太郎
	許可番号	999999
	一般/特定の別	一般
	安全衛生責任者名	大阪 六郎
	主任技術者名	大阪 六郎
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
担当工事内容		
工期	3年10月16日～4年3月20日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
担当工事内容		
工期	3年10月17日～4年2月25日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者名	
	主任技術者名	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
担当工事内容		
工期	年 月 日～年 月 日	

会社 代表 許 工事 安 主 専 工期	会社名・事業者ID	建設キャリアアップシステム事業者IDを記入(※)
	代表者名	下請負人の会社名、代表者名を記入
	許可番号	下請負人の許可番号を記入(※)
	一般/特定の別	一般建設業又は特定建設業の別を記入(※)
	安全衛生責任者名	下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)
	主任技術者名	下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入(※)
	特定専門工事の該当	特定専門工事該当の有無を記入
	専門技術者名	下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)
	担当工事内容	下請負人が置いた専門技術者の担当する工事内容を具体的に記入(※)
	工期	下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

※建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者より参照 (R5.9月版 国交省近畿地方整備局)  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>

## 9-1) 監理技術者資格者証および講習

令和6年4月1日以降 更新

専任の監理技術者又は特例監理技術者は、**監理技術者資格者証**(以下「資格者証※」という。)の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「**監理技術者講習**」という。)を**過去5年以内に受講したもののうちから**、これを選任しなければなりません。

また、当該監理技術者又は特例監理技術者は、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時、資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければなりません。また、監理技術者講習修了履歴(以下「修了履歴」という。)についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしています。

(法第26条第5項、『監理技術者制度運用マニュアル』四)

### ■資格者証と修了履歴

(表面)		(裏面)		
氏名	年月日生	修了証番号:第	号 修了年月日:	
住所		氏名:	生年月日:	
写真	初回交付	年月日	交付	年月日
	交付番号	第	号	
	<b>監理技術者資格者証</b>			
	令和 年 月 日 まで有効			
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		資格者証備考		
所属建設業者	許可番号			
有する資格				
建設業の種類	土木大左と石屋地管タ鋼筋舗し砂版ガ鉄筋内機絶通園井具水前積基			
有・無				

注)赤囲い部分に講習修了者がラベルを貼る又は(一財)建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

※令和3年1月1日以降、監理技術者講習の有効期間の起算点が講習を受けた日の属する年の翌年1月1日となり、同日から5年間が有効期間となります。

#### ●監理技術者資格者証を交付する機関

資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務は、国土交通大臣の指定する「指定資格者証交付機関」において行っています。(法第27条の19)

国土交通大臣の指定を受けた監理技術者資格者証の交付機関は次のとおりです。

- (一財)建設業技術者センター TEL: 03-3514-4711

#### ●監理技術者講習を行う機関

国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を実施している機関「登録講習実施機関」は、次の国土交通省ホームページにて掲載しています。なお、講習の実施日時、会場及び受講申込方法等はそれぞれの登録講習実施機関にお問い合わせください。

国土交通省URL: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000094.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000094.html)

※建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者より参照 (R5.9月版 国交省近畿地方整備局)  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>

監理技術者資格者証と監理技術者講習終了証の統合について（H28年6月1日以降）

● 平成28年6月1日より、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

改善後の監理技術者資格者証

統合

(表面) (裏面)

(表面) (裏面)

注意事項

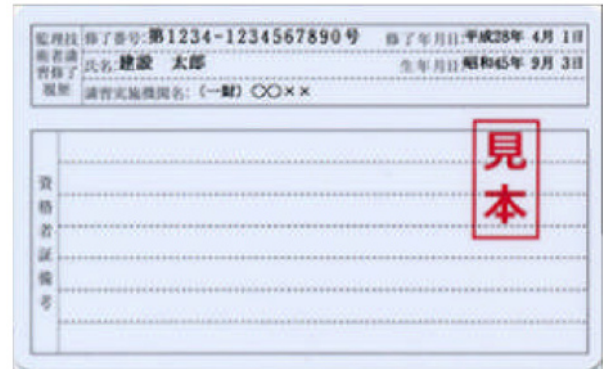
- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(見本)

平成28年6月1日以降



(おもて)



(うら)

改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方が監理技術者講習を修了された場合

下図のような改正前の監理技術者資格者証をお持ちの方は、裏面の磁気ストライプ部分(備考欄の上)へ「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を貼付することとなります。

改正前 監理技術者資格者証 (裏面)

赤点線の位置(磁気ストライプ部分)に貼付する

(監理技術者講習修了履歴を記載したラベル)

備考

「備考」欄には貼付しないでください！！

監理技術者講習修了履歴  
修了番号: 第 ..... 号 修了年月日: 年 月 日  
氏名: ..... 生年月日: 年 月 日  
講習実施機関名: ..... 印



17-1) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

**10桁で、シリアル番号**

**排出業者が伝票を**

**伝票交付担当者**

**処分先の自治体が県外廃棄物の事前協**

**排出業者が必要に応じ、伝票管理**

**該当する単位と品目の番号に〇印を付け、その数量を記入する**

**収集運搬に使用する**

**収集運搬に使用する車両**

**積替え・保管の有無**

**運搬担当者の受領確認、運搬担当者が廃棄物の受領時に署名します**

**マニフェスト記載例**

**有価物捨集が行われる場合には「有」に〇印を付け、実績数量は収集運搬事業者(1)又は(2) (積替え・保管を行った者)がそれぞれ記入する**

**中間処理業者が排出事業者として交付する場合はのみ記載する(二次マニフェストの場合)**

**該当する処分方法に〇印を付ける場合に該当する項目が無い**

**取扱上注意を要するものや注意事項、工事種別、その他連絡事項についてはその内容を**

**「混合廃棄物の場合は、〇印を付け、混合の番号を記入するとともに、含まれる品目の番号にも〇印を付ける(個別の数量記載は不要)」**

**排出事業者 (収集運搬業者一社の場合)**

排出年月日 年 月 日

交付番号 03223396271

シリアル番号

排出業者 氏名 住所 電話番号

伝票担当者 氏名 住所 電話番号

事業場 (作業所) 所在地 名称 電話番号

排出事業者保存用

整理番号

事前協議 番号 / 年月日等

検査台・確認日

検査台 (B1票) 検査台 (B2票) 検査台 (D票) 検査台 (E票)

検査台 (B1票) 検査台 (B2票) 検査台 (D票) 検査台 (E票)

年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m, l)

安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	形状	荷姿
01 コンクリート	から	07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		21 廃石綿等				1 固形状	1 バラ
02 アスコン	から			12 紙くず		13 木くず				2 泥状	2 コテナ
03 その他	がれき類			14 ガラス・陶磁器くず		15 廃石膏ボード				3 液状	3 ドラム缶
04 ガラス・陶磁器くず				16 混合 (管理型含む)						4 袋	4 袋
05 廃プラスチック類											
06 金属くず											

中間処理業者 (処分委託者) の氏名又は名称 住所 電話番号

管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称 住所 電話番号

最終処分 (埋立処分、再生等) の所在地/名称

1 帳簿記載のとおり 2 当備記載のとおり

運搬受託者 (収集運搬業者) (1) 住所 氏名又は名称 電話番号 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種

運搬受託者 (収集運搬業者) (2) 住所 氏名又は名称 電話番号 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種

処分受託者 (処分業者) 住所 氏名又は名称 電話番号

運搬担当者 (1) 氏名 (サイン又は受領印) 住所 電話番号 年月日 運搬

運搬担当者 (2) 氏名 (サイン又は受領印) 住所 電話番号 年月日 運搬

最終処分 (埋立処分、再生等) を行った場所/名称 (建設汚泥貯留施設) の建設処分所については、建設汚泥の処分先別を記入

積替え又は保管

有価物捨集 1. 有 2. 無

最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日 最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日 最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日

最終処分 (埋立処分、再生等) の氏名 (サイン又は受領印) 住所 電話番号

最終処分 (埋立処分、再生等) の氏名 (サイン又は受領印) 住所 電話番号

最終処分 (埋立処分、再生等) の氏名 (サイン又は受領印) 住所 電話番号

備考 (廃棄物の特性と取扱い上の注意、工事種別、その他連絡事項等)

処分 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破碎 方法 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型

備考 (建設汚棄物の特性と取扱い上の注意、工事種別、その他連絡事項等)

所在地 名称 電話番号

積替え又は保管

有価物捨集 1. 有 2. 無

最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日 最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日 最終処分 (埋立処分、再生等) 年月日

最終処分 (埋立処分、再生等) の氏名 (サイン又は受領印) 住所 電話番号

最終処分 (埋立処分、再生等) の氏名 (サイン又は受領印) 住所 電話番号

最終処分 (埋立処分、再生等) の氏名 (サイン又は受領印) 住所 電話番号

発行元: 建設九団体副産物対策協議会 取扱元: 建設マニフェスト販売センター

部分は記入不要の項目です







## 18-1) 指定建設機械

### 「排出ガス対策型建設機械」の標識

可搬式建設機械の表示



車両系建設機械の表示



トンネル工事に用建設機械の表示



### 【特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（オフロード法）基準適合表示】

オフロード法と指定制度の両方にかかる建設機械は、オフロード法による表示のみが表示されるのでこのラベルを確認すること。

#### 基準適合表示



#### 少数特例表示

（生産台数が年間30台以下かつ総生産台数が100台以下の機械に適用）



### 「低騒音型建設機械」の標識



### 「低振動型建設機械」の標識



#### 備考

1. 色彩は地を青色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は80mm以上とする。
3. 平成9年10月1日より、標識に記載された数字が「89」であるものは、低騒音（超低騒音型）建設機械とはみなされなくなりました。

#### 備考

1. 色彩は地を緑色、文字を黄色、その他の部分を白色とする。
2. 外円の直径は80mm以上とする。



【「施工プロセス」のチェックリスト】の手引き

初版	平成21年4月1日	発行
改訂1	平成22年4月1日	発行
改訂2	平成24年4月1日	発行
改訂3	平成25年4月1日	発行
改訂4	平成26年4月1日	発行
改訂5	平成27年4月1日	発行
改訂6	平成30年4月1日	発行
改訂7	平成31年4月1日	発行
改訂8	令和2年4月1日	発行
改訂9	令和3年4月1日	発行
改訂10	令和4年4月1日	発行
改訂11	令和5年4月1日	発行
改訂12	令和6年4月1日	発行

長崎県土木部建設企画課